

子ども・子育て支援事業計画に掲載する事業について

資料5 (差替)

- 目標1: 教育・保育の量的拡大・質的改善
- 目標2: 安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり
- 目標3: 要支援児童へのきめ細かな取組の推進
- 目標4: 心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進
- 目標5: 子どもと親の豊かな健康づくりの推進

目標1: 教育・保育の量的拡大・質的改善

↓ かわごえ子育てプランにおける事業No.

事業No.	事業名	事業の内容	目標事業量	所管課	新計画への記載理由
1	5-(1)-1	学童保育事業	2,251人	教育財務課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
2	5-(1)-3	病児・病後児保育事業	13箇所	保育課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
3	5-(1)-4	一時的(特定)保育事業	50箇所 150,000人	保育課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
4	5-(2)-1	通常保育事業	3,840人	保育課	新制度の趣旨に合致
5	5-(2)-2	延長保育事業	40箇所 2,040人	保育課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
6	5-(2)-3	統合保育事業		保育課	新制度の趣旨に合致
7	5-(2)-4	土曜保育事業		保育課	新制度の趣旨に合致
8	5-(2)-5	産休明け保育事業		保育課	新制度の任意記載事項に指定されている。
9	5-(2)-10	認可外保育施設等の認可化支援		保育課	新制度の趣旨に合致
10	5-(2)-11	幼稚園での預かり保育事業		こども政策課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
11	5-(2)-12	保育士研修		保育課	新制度の趣旨に合致
12	5-(2)-14	認定こども園		保育課	新制度の趣旨に合致
13	5-(2)-15	家庭的保育事業(保育ママ)	30人	保育課	新制度の趣旨に合致
14	5-(2)-17	休日保育事業	180人・3箇所	保育課	新制度の趣旨に合致

目標2: 安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり

事業No.	事業名	事業の内容	目標事業量	所管課	新計画への記載理由
1	4-(1)-1	ワークライフバランスの推進・啓発	セミナー年2回 就業規則等で育児休業制度を規定している割合 70%	雇用支援課 男女共同参画課 こども政策課 職員課	新制度事業計画の任意記載事項

2	5-(1)-5	地域子育て支援拠点事業	家庭で子育てをする親子の交流の場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	25箇所	保育課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
3	5-(1)-7	ファミリー・サポート・センター事業	育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域において会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する。	2箇所	保育課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
4	5-(1)-8	ショートステイ事業	保護者の病気や入院、災害、事故などにより、児童の養育が困難になった場所など、児童養護施設などで一時的に児童を短期間預かるショートステイ事業を新たに実施する。	1箇所	こども安全課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
5	5-(1)-9	パパ・ママ応援ショップ事業	中学生までの子どもまたは妊娠中の方がいる家庭を応援するため、店舗等で割引などのサービスが受けられる応援ショップ事業を埼玉県と共同して実施する。	市内協賛店舗・施設数 350箇所	こども育成課	基本理念である地域での子育て支援に合致。
6	5-(2)-16	トワイライトステイ事業	保護者が仕事や緊急の必要があり帰宅が遅くなる場合など、平日の夕方から夜間まで子どもを預かるトワイライトステイ事業を新たに実施する。	5人・1箇所	こども安全課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
7	5-(3)-2	人権保育	人権保育基本方針に基づき、保育所における人権保育を推進する。		保育課	新制度の趣旨に合致
8	5-(3)-7	地域組織活動への研修	保健推進員に対し、母子保健に関する研修を実施する。また、他の団体からの教室依頼に協力する。		健康づくり支援課	基本理念である地域での子育て支援に合致。
9	5-(3)-8	児童館	今後における公共施設整備に児童館機能の複合化を図り、児童の健全育成活動を行う。		こども育成課	新制度の趣旨に合致
10	5-(3)-9	児童遊園	幼児・児童を交通事故から守り、異年齢児交流及び健康・体力を増進し、健全な育成を推進する拠点としての児童遊園を、自治会等との協議を踏まえ、整備する。		こども育成課	新制度の趣旨に合致
11	5-(3)-10	児童館機能の整備	児童に健全な遊びを与え、情操を豊かにするとともに、体力の増進を図り、かつ、自然に親しむ心を養う。		こども育成課	新制度の趣旨に合致
12	5-(3)-11	青少年市民会議	家庭、学校、関係機関、団体、地域が連携して青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進する「川越市青少年を育てる市民会議」の支援を行う。市民会議は、市内青少年関係64機関・団体から構成され、組織内に22の地区会議を有し、各種啓発活動や地域の実情に合った青少年健全育成活動を展開している。		こども育成課	基本理念である地域での子育て支援に合致。
13	5-(3)-13	「子ども110番の家」	子どもの緊急避難先として、人家、商店などに置かれる「子ども110番の家」に対する支援を行う。		こども育成課	基本理念である地域での子育て支援に合致。
14	5-(3)-17	地域子どもサポート推進事業(学校応援団推進事業・学校支援地域本部事業を含む)	子どもたちが学校及び地域社会の中で、生きる力を育むために、学社連携・融合の視点から学校職員、社会教育施設職員、地域社会の人々が一体となって、さまざまな子どもたちの体験や学習活動をサポートする。また、学校応援団推進事業(学校支援地域本部事業)にサポート委員会が関わり、地域の学校の学習支援・環境整備・安全の見守り・行事支援等を行う。学校教育、社会教育の担当が連携を強め、事業が円滑に行われるよう努めていく。	事業に携わった人数 10,000人	地域教育支援課	基本理念である地域での子育て支援に合致。
15	5-(3)-20	民生委員・児童委員研修会	児童福祉部会及び主任児童委員部会において、子育て支援などに関する研修会を実施する。	年4回実施	生活福祉課	新制度の任意記載事項に指定されている。
16	5-(5)-5	子育てサロン事業	公民館を会場に子育ての悩みや情報を分かち合うサロンを開設する。	19サロン	中央公民館	新制度の趣旨に合致
17	5-(5)-6	子育てサポーター養成講座	子育てを支援する地域のサポーターを養成する。	1講座	中央公民館	基本理念である地域での子育て支援に合致。
18	5-(6)-1	育児情報発信活動	育児に関する市の情報や、関係機関の協力をもとに集めた公園・外出先で役立つ情報、サークル活動・保育所や幼稚園等社会資源の情報、イベント等を母子健康手帳・健康づくりスケジュール・育児中の母親達で作った情報誌・子育てカレンダー・市のホームページ等を活用して情報発信を行う。		こども政策課 保育課 健康づくり支援課	基本理念である地域での子育て支援に合致。
19	5-(6)-2	育児サークル支援	公民館等で活動するサークルに対し、自主的な活動を支援していく。(サークル一元化に当たっての話し合いの場の提供及び助言・育児情報誌等の作成の援助・要望による子育て出前講座の実施等)		保育課 健康づくり支援課	基本理念である地域での子育て支援に合致。
20	7-(3)-1	安全・安心な都市公園の整備	老朽化した公園施設の改修及びユニバーサルデザイン化の推進、暗がりの解消等を行うことにより、子どもから大人まで世代を問わず誰もが利用しやすく、安心して利用できる公園を整備する。	改修数 年間20箇所	公園整備課	これまでの審議会等で推進への意見が多かったため。
21	7-(3)-7	赤ちゃんの駅	市内の公共施設のうち、授乳及びおむつ替等の対応が可能な施設を「赤ちゃんの駅」として指定し、市民にわかりやすく標示するとともに広く周知を図り、乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境の整備を図る。	50箇所	こども育成課	基本理念である地域での子育て支援に合致。

22	7-(4)-1	交通安全教育	子どもを交通事故から守るよう、広く市民に周知するとともに、家庭において子どもが事故に遭わないような指導を保護者ができるよう、保護者に対する交通安全教育を行うとともに、子ども自身が交通事故に遭わないよう交通安全教育を行う。	180回 21,000人	防犯・交通安全課	基本理念である地域での子育て支援に合致。
23	7-(4)-2	児童の登校時の交通安全確保	交通指導員を委嘱し、交通の危険箇所立哨して小学校児童の登校時の安全を確保する。		防犯・交通安全課	これまでの審議会等で推進への意見が多かったため。
24	7-(4)-7	安全・安心な通学路の確保	児童生徒の安全を確保するため、通学路について注意喚起のための道路標示や標識等の設置、歩道の整備など計画的な整備を図る。		防犯・交通安全課 道路環境整備課 教育指導課	これまでの審議会等で推進への意見が多かったため。
25	7-(5)-2	防犯推進体制の整備	警察との緊密な連携の下、川越市防犯のまちづくり基本方針に基づく各種施策を展開するため、川越市防犯推進庁内会議の関係部署を中心に、行政における防犯推進体制の整備を図る。また、地域、事業所及び関係団体等と協働で、「地域の安全は地域で守る」という認識の下、自治会を中心とした地域における防犯推進体制の整備を促進する。	自主防犯活動を行っている団体数 (自治会・PTA) 300団体	防犯・交通安全課	基本理念である地域での子育て支援に合致。
26	7-(5)-3	防犯意識の高揚 (犯罪情報・防犯情報の収集と提供)	警察等関係機関と緊密な連携を図り、きめ細かな犯罪情報や防犯に関する情報を収集するとともに、広報川越をはじめ、様々なメディアを通じて、積極的、効果的な情報提供を行う。 * 小江戸川越防犯のまちづくり情報メール配信サービスの充実	メール配信サービスの登録件数 10,000件	防犯・交通安全課	基本理念である地域での子育て支援に合致。

目標3: 要支援児童へのきめ細かな取組の推進

事業No.	事業名	事業の内容	目標事業量	所管課	新計画への記載理由	
1	5-(5)-7	子育てネットワーク事業	子育てに関する情報を共有するため、要保護児童対策地域協議会の実務者会議を子育て支援ネットワークとして位置づけ、市内の子育て支援体制の連携を図る。		こども安全課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
2	6-(1)-1	養育支援訪問事業	「こんにちは赤ちゃん事業」や関係機関等からの情報収集等により把握した養育支援が必要であると認められた家庭に対し、育児・家事の援助又は育児支援に関する技術的援助を専門の相談員等が訪問により実施する。		こども安全課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
3	6-(1)-2	家庭児童相談	児童の知能・言語、家族関係、集団生活等あらゆる問題について、保護者や関係機関から相談に応じる。		こども安全課	新制度の任意記載事項に指定されている。
4	6-(1)-3	要保護児童対策地域協議会	川越市要保護児童対策地域協議会において、関係機関の連携強化を図り、要保護児童等の早期発見及び被虐待児の迅速かつ適切な支援を図る。また、被虐待児に対する支援体制を充実する。		こども安全課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
5	6-(1)-5	保健師による訪問指導	保健師が育児困難等支援が必要な家庭を訪問し、関係機関と連携しながら個別的な関わりを持ち、虐待の発生を防止する。		健康づくり支援課	地域子ども・子育て支援事業に準ずる事業
6	6-(1)-7	周産期からの虐待予防強化事業	高度専門医療機関と健康づくり支援課等が連携し、周産期の段階から支援が必要であると判断される家庭を積極的に把握し、訪問等により支援することにより、早期に育児不安等の軽減を図り、児童虐待の予防を図る。		健康づくり支援課	新制度の任意記載事項に指定されている。
7	6-(2)-1	ひとり親家庭相談	母子自立支援員が、母子家庭等の様々な悩みや社会生活全般についての相談に応じる。また、就職相談や経済的支援が図られるよう関係機関を紹介する。		こども安全課	新制度の任意記載事項に指定されている。
8	6-(2)-2	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の親又は児童が、傷病等のため一時的に日常生活に支障が生じた場合、家庭生活支援員を派遣し必要な支援を行う。		こども安全課	新制度の任意記載事項に指定されている。
9	6-(2)-3	母子寡婦福祉資金	母子家庭及び寡婦家庭の経済的自立を図るため、修学資金等の福祉資金の貸付を行う。		こども安全課	新制度の任意記載事項に指定されている。
10	6-(2)-8	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等が就労により自立することをサポートするため、就業相談、就業情報の提供等を行うとともに、就業支援講習会を開催する。	延べ利用者数 300人/年	こども安全課	新制度の任意記載事項に指定されている。
11	6-(2)-9	ひとり親家庭生活支援事業	子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母等が定期的集い、日常の情報交換を行うとともに、お互いの悩みを打ち明け相談し合う場を提供する。	延べ利用者数 80人/年	こども安全課	新制度の任意記載事項に指定されている。

12	6-(2)-10	母子家庭等自立支援給付金事業	高等技能訓練促進費等支給事業:一定資格を取得するために養成機関において2年以上のカリキュラムを修業した場合、その全修業期間について高等技能訓練促進費を支給するとともに、修了時に高等技能訓練修了支援給付金(平成20年度以降入学者が対象)を支給する。 母子自立支援教育訓練給付金事業:母子家庭の母が自主的に行う能力開発を推進するため、指定された講座を受講した場合に受講費用の一部を支給する。		こども安全課	新制度の任意記載事項に指定されている。
13	6-(2)-11	母子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者を対象に、その自立を促進するため、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等とともに自立(就労)に向けた支援を行う。	プログラム策定件数 40件/年	こども安全課	新制度の任意記載事項に指定されている。
14	6-(2)-13	川越市父子家庭貸付事業	父子家庭の経済的自立を図るため、修学資金等の貸付を行う。		子育て支援課	新制度の任意記載事項に指定されている。
15	6-(3)-1	生活サポート事業	在宅の障害児及びその家族の必要に応じて、一時預かり、送迎などのサービスを身近な場所で迅速、柔軟に提供する登録民間団体のサービス提供を受けた場合、その利用料の一部を負担することにより地域生活を支援する。		障害者福祉課	新制度の任意記載事項に指定されている。
16	6-(3)-5	障害者相談支援事業	在宅の障害児とその家族に対し、より身近な相談先として、常設の川越市障害者相談支援センターに身体・知的・精神の専門のコーディネーターを配置し、無料で、総合的な相談に応じる。(相談支援委託事業所においても実施)		障害者福祉課	新制度の任意記載事項に指定されている。
17	6-(3)-8	グループ指導会	主に発達につまづきのある3歳児を対象に、将来の集団参加に備えて、小グループにおいてプレイセラピーを中心とした発達支援を行う。		こども安全課	新制度の任意記載事項に指定されている。
18	6-(3)-10	障害のある子どもに対する教職員研修事業	発達障害の理解と指導法研修会、特別支援教育支援員研修会等により、障害のある子に対する指導のあり方について研修する。		教育センター	新制度の任意記載事項に指定されている。
19	6-(3)-11	知的障害児通園施設	知的障害のある子どもを児童の特性に応じて日常生活及び社会適応のため、あけぼの児童園において指導する。		保育課	新制度の任意記載事項に指定されている。
20	6-(3)-12	肢体不自由児認可通園施設	障害のある子どもの社会的・精神的な自立や発達を促すため、ひかり児童園を肢体不自由児認可通園施設として整備することについて検討する。		保育課	新制度の任意記載事項に指定されている。
21	7-(5)-6	児童虐待防止の啓発活動	子どもの虐待・犯罪被害等の防止のため啓発活動を実施する。	1回/年	こども安全課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。

目標4:心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

事業No.	事業名	事業の内容	目標事業量	所管課	新計画への記載理由
1	1-(3)-3	子育て体験学習	10校	こども育成課 保育課 健康づくり支援課 中央公民館 教育指導課	本市の特色ある事業で、効果が大きいと考えられるため。
2	2-(1)-2	中学生社会体験事業	実施率 100%	教育指導課	基本理念である地域での子育て支援に合致。
3	2-(2)-8	川越市教職員研修事業		教育センター	新制度の基本指針の理念に合致
4	2-(2)-9	少人数学級、少人数指導の充実		学校管理課 教育指導課	新制度の基本指針の理念に合致
5	2-(2)-23	幼保小連絡懇談会の実施	小学校32校 幼稚園32園 保育園33園	教育指導課	審議会等において、推進に向けての意見等が多かったため。
6	2-(3)-1	教育相談・就学相談事業		教育センター	審議会等において、推進に向けての意見等が多かったため。

7	2-(3)-4	家庭教育講座	家庭教育に関する講演会や学習会を実施する。	25講座	中央公民館	新制度の基本指針の理念に合致。
8	2-(3)-9	学生ボランティアの活用	各種事業に市内大学の学生ボランティアに参加してもらう。		地域教育支援課	基本理念である地域での子育て支援に合致。
9	5-(4)-4	地域人材活用事業	各学校が特色ある学校づくりを推進していくため地域の人材を活用する。道徳、学級活動、総合的な学習の時間、中学校部活動等において多様な学習機会を提供する。	各校8回	学校管理課	基本理念である地域での子育て支援に合致。
10	5-(4)-6	生きがい活動支援通所事業	霞ヶ関東小学校の空き教室を利用したデイサービスセンターで、利用者と在校生が授業、学校行事等を通じて交流を図る。	各クラス年1回ずつの交流会	高齢者いきがい課	基本理念である地域での子育て支援に合致。
11	5-(4)-7	体験学習(小学生対象)	子どもの自然体験や社会体験活動の振興を促す事業を実施する。	12講座	中央公民館	基本理念である地域での子育て支援に合致。

目標5:子どもと親の豊かな健康づくりの推進

事業No.	事業名	事業の内容	目標事業量	所管課	新計画への記載理由	
1	1-(1)-3	乳幼児健診	乳幼児を対象に身体発育・精神発達の両面から健診を行い、子どもの健全育成を図るとともに、保護者の育児不安の解消の場となるよう相談体制を充実する。また、4か月児健診では、助産師による母乳相談を実施する。	受診率(医療機関での受診を含む) 100%	健康づくり支援課	これまでの審議会等で、推進に向けての意見等が多かったため。
2	1-(1)-4	乳幼児相談	乳幼児を対象とした相談の場を設け、育児支援及び不安の解消・保護者同士の情報交換の場として活用してもらう。また、公民館・サークル等の依頼により、保健師・栄養士・歯科衛生士等による出前相談を行う。		健康づくり支援課	これまでの審議会等で、推進に向けての意見等が多かったため。
3	1-(1)-9	産婦・新生児訪問指導	概ね出産後2か月までの希望があった乳児・里帰り出産児に対し、助産師等が訪問し、育児指導のほか、産後うつ・育児不安への対応や、虐待の早期発見、母乳育児の推進に努める。こんにちは赤ちゃん事業を同時に実施する。	訪問率(こんにちは赤ちゃん事業を含む) 100%	健康づくり支援課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
4	1-(1)-10	乳幼児訪問指導	健診・相談・関係機関からの依頼等により、訪問が必要とされる場合に保健師が訪問指導を実施する。		健康づくり支援課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
5	1-(1)-12	妊婦健康診査	妊娠届受理時に、母子健康手帳と併せて妊婦健康診査受診票を交付し、定期的な妊婦健康診査の受診を勧め、妊娠中の異常の早期発見、妊婦の健康の保持・増進を図る。また、妊婦健康診査委託契約機関以外の医療機関で健診を受けた場合の費用について、その一部を助成する妊婦健康診査助成制度を実施する。		健康づくり支援課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
6	1-(1)-15	妊婦歯科健診	妊娠5か月以上の妊婦を対象に、妊娠中に起こりやすい歯科疾患の予防のため健診と歯みがき指導を実施する。		健康づくり支援課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
7	1-(1)-20	未熟児・長期療養児訪問指導	健診・相談・関係機関からの依頼等により、訪問が必要とされる場合に保健師等が訪問指導を実施する。		健康づくり支援課	地域子ども・子育て支援事業に準ずる事業。
8	1-(2)-1	保育園等における食育の推進	乳幼児期の健全な成長発達を目指し、食事習慣の形成、衛生習慣の確立を図るとともに、食事の楽しさ、大切さについて推進を図る。		保育課 健康づくり支援課	これまでの審議会等で、推進に向けての意見等が多かったため。
9	1-(2)-2	小・中学校における食育の推進	児童生徒が生涯にわたり、健康で充実した生活を送るための基礎知識を身に付けられるよう、「食」に関する指導の推進を図る。		教育指導課 学校給食課 教育センター	これまでの審議会等で、推進に向けての意見等が多かったため。
10	1-(3)-6	性感染症対策	エイズを含む性感染症の対策として、月3回の血液検査及び相談を実施するとともに、パンフレットの配布、講演会、広報川越等により予防啓発を行う。	性感染症検査、相談及び即日検査(月3回)	保健予防課	これまでの審議会等で、推進に向けての意見等が多かったため。
11	1-(4)-1	小児救急医療対策事業	第二次救急医療圏単位で、休日及び夜間に小児科を有する病院群が輪番制による診療を行う場合に、当番日の病院に対して、小児救急医療に必要な経費の一部を助成する。		保健医療推進課	これまでの審議会等で、推進に向けての意見等が多かったため。
12	6-(1)-6	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な悩みや不安を聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。	訪問率(産婦・新生児訪問指導を含む) 100%	健康づくり支援課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。

子ども・子育て支援事業計画に掲載する事業について

資料5 (差替)

【新制度に位置付ける目標】

※新制度欄に目標@と記載がある施策は新制度にも掲載予定(案)

目標1:教育・保育の量的拡大・質的改善

目標2:安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり

目標3:要支援児童へのきめ細かな取組の推進

目標4:心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

目標5:子どもと親の豊かな健康づくりの推進

※網掛けは重点施策

目標1:子どもと親の豊かな健康づくりの推進

1-(1)子どもと親の健康の確保・増進

安心して妊娠・出産ができるよう支援するとともに、乳幼児が心身ともに健やかに成長できるよう各種健診や訪問指導、健康相談の実施により、子どもと親の健康の確保・増進に努めます。

新計画	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
	1	母子保健地域組織育成事業	市民に対する母子保健の啓蒙普及を行い、地域にあった健康づくり活動を展開するためのリーダー的役割を担う保健推進員に対して、母子保健に関する情報提供・研修を実施する。		健康づくり支援課	
	2	事故防止対策	健診・公民館等の依頼による育児教室、出前講座等様々な機会を生かして、子どもの事故防止についての啓発活動を実施する。	事故防止対策を実施している家庭の割合 100%	健康づくり支援課	
目標@	3	乳幼児健診	乳幼児を対象に身体発育・精神発達の両面から健診を行い、子どもの健全育成を図るとともに、保護者の育児不安の解消の場となるよう相談体制を充実する。また、4か月児健診では、助産師による母乳相談を実施する。	受診率(医療機関での受診を含む) 100%	健康づくり支援課	これまでの審議会等で、推進に向けての意見等が多かったため。
目標@	4	乳幼児相談	乳幼児を対象とした相談の場を設け、育児支援及び不安の解消・保護者同士の情報交換の場として活用してもらう。また、公民館・サークル等の依頼により、保健師・栄養士・歯科衛生士等による出前相談を行う。		健康づくり支援課	これまでの審議会等で、推進に向けての意見等が多かったため。
	5	電話による健康相談	子どもと母の健康に関する相談について専用ダイヤルを設置し、相談に応じる。また、助産師による相談の機会を設け、不妊・更年期・母乳等の相談にも応じる。		健康づくり支援課	
	6	2歳児親子歯科健診	2～2歳6か月を対象に歯科健診・おやつの話・ブラッシング指導を実施する。口腔衛生への意識を高め、むし歯の予防を図る。		健康づくり支援課	
	7	幼児のむし歯予防推進事業	口腔衛生への意識を高め、むし歯の予防を図るため、歯科保健事業に係る関係機関の委員で構成される委員会を設置し、連携強化を図り、フッ化物を利用したむし歯予防活動を実施する。また、むし歯予防に関する啓発活動についても、検討・実施する。		健康づくり支援課	
	8	乳幼児の予防接種	三種混合・ポリオ・麻疹風しん混合予防接種等法定予防接種について、個別、または集団により実施する。また、未接種者に対する接種奨励等の取り組みを行う。	6か月までのBCG接種率95% 1歳6か月までの三種混合、麻しん予防接種率95%	健康づくり支援課	
目標@	9	産婦・新生児訪問指導	概ね出産後2か月までの希望があった乳児・里帰り出産児に対し、助産師等が訪問し、育児指導のほか、産後うつ・育児不安への対応や、虐待の早期発見、母乳育児の推進に努める。こんにちは赤ちゃん事業を同時に実施する。	訪問率(こんにちは赤ちゃん事業を含む) 100%	健康づくり支援課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
目標@	10	乳幼児訪問指導	健診・相談・関係機関からの依頼等により、訪問が必要とされる場合に保健師が訪問指導を実施する。		健康づくり支援課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
	11	不妊に対する支援	特定不妊治療(体外受精・顕微授精)に要する治療費の助成、不妊専門相談センターの開設、電話健康相談での相談を実施する。		健康づくり支援課	
目標@	12	妊婦健康診査	妊婦届受理時に、母子健康手帳と併せて妊婦健康診査受診票を交付し、定期的な妊婦健康診査の受診を勧め、妊娠中の異常の早期発見、妊婦の健康の保持・増進を図る。また、妊婦健康診査委託契約機関以外の医療機関で健診を受けた場合の費用について、その一部を助成する妊婦健康診査助成制度を実施する。		健康づくり支援課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
	13	両親学級	妊婦やその夫を対象とした教室で、育児・栄養・歯科についての知識を普及し、妊娠中の不安を解消する。また、父親の育児参加を支援する。		健康づくり支援課	
	14	マタニティクッキング	妊婦5か月以上の妊婦を対象に、妊娠期及びその後の食生活をより良くすることを目的とし、調理実習・指導、歯科指導を行うとともに、妊婦同士の交流の場として支援する。		健康づくり支援課	

目標5	15	妊婦歯科健診	妊娠5か月以上の妊婦を対象に、妊娠中に起りやすい歯科疾患の予防のため健診と歯みがき指導を実施する。		健康づくり支援課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
	16	母子栄養食品の支給	低所得世帯の妊産婦・乳児に対し粉ミルクを支給し、併せて健康状態、育児状況の把握・指導を行う。		健康づくり支援課	
	17	離乳食教室	4か月児健診時及び4～6か月児・6～8か月児を対象とした離乳食の教室を開催し、離乳食についての指導を行う。		健康づくり支援課	
	18	おやつと歯みがき教室	2歳6か月から4歳児とその保護者を対象におやつづくりを行うことで、おやつのあり方の興味を高めると同時に、口腔内の手入れのしかたについて指導を行う。		健康づくり支援課	
	19	育児関連講座等への協力	公民館等からの依頼により、保健師・栄養士・歯科衛生士等が出向き、子育てに関する講座を実施する。		健康づくり支援課	
目標5	20	未熟児・長期療養児訪問指導	健診・相談・関係機関からの依頼等により、訪問が必要とされる場合に保健師等が訪問指導を実施する。		健康づくり支援課	地域子ども・子育て支援事業に準ずる事業。
	21	小さく生まれた子どもを持つ親の会	小さく生まれた子どもを持つ保護者を対象に、子どもの成長の確認・育児支援及び育児不安の解消・親同士の交流の場の確保を図る。		健康づくり支援課	
	22	ダウン症のある子どもを持つ親の会	ダウン症のある子どもを持つ保護者が情報交換や講演会を通じ、互いに助け合えるよう支援する。		健康づくり支援課	
	23	食物アレルギーのある子どもを持つ親の会	食物アレルギーのある子どもを持つ保護者の会に、随時情報提供・育児不安の解消等の支援を行う。		健康づくり支援課	
	24	すくすくクリニック	未熟児及び主に4か月児健診等で発育・発達に遅れがみられる概ね1歳までの子どもを対象に診察・相談を実施し、健やかな育成と育児についての支援を行う。		健康づくり支援課	
	25	発育・発達クリニック	乳幼児健診・相談等で成長や精神・運動発達に心配がある乳幼児等を対象に、診察・発達テスト・相談を実施する。		健康づくり支援課	
	26	子どものこころの健康相談	乳幼児健診・相談等で心の健康に心配がある乳幼児等を対象に、診察・発達テスト・相談を実施する。		健康づくり支援課	
	27	多胎児をもつ親の会	多胎児をもつ保護者が、より専門的な育児の相談・保護者同士の情報交換等を行い、多胎児の育児をより楽しくプラス思考で行なえるよう支援する。		健康づくり支援課	
	28	こども医療費の助成	子どもの健康の確保と、親の経済的負担の軽減を図るため、子どもが医療機関等にかかった際に保険診療の自己負担分を助成する。		こども政策課	
	29	赤ちゃん広場	概ね5か月くらいまでの子を持つ母を対象に、仲間作り・情報交換の場を提供する。また、育児に関する相談に対応し、不安の解消に努める。		健康づくり支援課	
	30	母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付、小冊子の配付による妊娠・出産に関する情報提供を行い、妊娠中の異常の早期発見、妊婦の健康の保持・増進を図り、親になる心構え、準備についての一助とする。		健康づくり支援課	

1-(2)「食育」の推進

「川越市食育推進計画」に基づいて、子どもが生涯にわたり健康に過ごせるよう、成長段階に応じた「食育」に関する取り組みを充実するとともに、情報発信活動や地域における「食育」の推進に努めます。

新計画	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
目標5	1	保育園等における食育の推進	乳幼児期の健全な成長発達を目指し、食事習慣の形成、衛生習慣の確立を図るとともに、食事の楽しさ、大切さについて推進を図る。		保育課 健康づくり支援課	これまでの審議会等で、推進に向けての意見等が多かったため。
目標5	2	小・中学校における食育の推進	児童生徒が生涯にわたり、健康で充実した生活を送るための基礎知識を身に付けられるよう、「食」に関する指導の推進を図る。		教育指導課 学校給食課 教育センター 学校給食課 農政課 保育課	これまでの審議会等で、推進に向けての意見等が多かったため。
	3	地域の特色を活かした「食育」の実践活動	地場産農産物の食材を積極的に献立に導入し、指導資料等で学校、地域に情報を発信する。	学校給食への川越産野菜 使用割合 20.0% (平成30年度)		
	4	情報発信活動	食生活改善推進員協議会・地域活動栄養士会等と連携しあい、健康まつり・歯ッピーフェスティバル等の場を通して情報発信活動を展開するとともに、食生活改善習慣のポスターを掲示する。		健康づくり支援課	
	5	乳幼児健診・相談時の栄養相談	乳幼児健診・相談の際に栄養士による相談コーナーを設け、個別的な栄養相談・教育を実施する。		健康づくり支援課	
	6	食生活改善推進員協議会の活動支援	食生活改善推進員協議会の活動を支援し、地域における「食育」を推進する。		健康づくり支援課	
	7	地域活動栄養士会との協働	地域活動栄養士会(PFCの会)の活動を支援し、地域における「食育」を推進する。		健康づくり支援課	

	8	妊娠期・離乳期・幼児期を対象とした食に関する事業における食育の推進	マタニティッキング、プレ・パパママスクール、離乳食教室、おやつと歯みがき教室、2歳児親子歯科健診等食に関する事業において、食育を推進する。		健康づくり支援課	
--	---	-----------------------------------	---	--	----------	--

1-(3) 思春期保健対策の充実

子どもたちが自らの健康を害することのないよう、薬物乱用防止教育に取り組むとともに、母性・父性を育てる体験学習や、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及に努めます。

新計画	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
	1	薬物乱用防止啓発	リーフレット等を配布するなど、啓発を図る。		保健総務課 教育指導課	
	2	思春期保健相談	学校保健分野の関係機関と連携をとり、電話等による思春期相談を実施する。	思春期保健講座 (4クール/年)	保健予防課 健康づくり支援課	
目標4	3	子育て体験学習	学校との連携により、中学生を対象に、実際に赤ちゃんに接したり、育児の様子を子育て中の母親から聞く機会を持つことで、母性・父性の育成を支援する。	10校	こども育成課 保育課 健康づくり支援課 中央公民館 教育指導課	本市の特色ある事業で、効果が大きいと考えられるため。
	4	思春期健康教育	学校からの依頼により、生徒等を対象に性感染症予防の知識の普及、生命の大切さ・出産や育児の良好なイメージづくり等の健康教育を実施する。	出前講座 (10回/年)	保健予防課 健康づくり支援課	
	5	飲酒・喫煙防止対策	アルコールやたばこが子どもの健康に及ぼす弊害について、広報・ポスター等により啓発活動を行うとともに、中学生の健康教育開催時に正しい知識の普及を行う。	未成年の飲酒・喫煙率 0%	健康づくり支援課	
目標5	6	性感染症対策	エイズを含む性感染症の対策として、月3回の血液検査及び相談を実施するとともに、パンフレットの配布、講演会、広報川越等により予防啓発を行う。	性感染症検査、相談及び即日検査(月3回)	保健予防課	これまでの審議会等で、推進に向けての意見等が多かったため。

1-(4) 小児医療の充実

子どもの急な病気等に対応できるよう小児救急医療や休日急患・小児夜間診療の充実に努めるとともに、障害のある子どもや特定疾患の子ども等に対する医療給付の充実に努めます。

新計画	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
目標5	1	小児救急医療対策事業	第二次救急医療圏単位で、休日及び夜間に小児科を有する病院群が輪番制による診療を行う場合に、当番日の病院に対して、小児救急医療に必要な経費の一部を助成する。		保健医療推進課	これまでの審議会等で、推進に向けての意見等が多かったため。
	2	休日急患・小児夜間診療事業	小児の初期救急医療を確保するため、休日及び夜間(土曜日を除く)に小児科の診療を行う。		保健医療推進課	
	3	未熟児養育医療給付	未熟児に対して、養育のため指定養育医療機関に入院が必要な場合、その養育に必要な医療給付を行う。		健康づくり支援課	
	4	自立支援医療(育成医療)給付	身体に障害のある児童に対して、健全育成・福祉向上を図るため、必要な医療の給付を行う。また、リーフレットを配布し、家族会情報等の情報提供を行っていく。		健康づくり支援課	
	5	結核児童療育給付	結核児童に対して、その児童の心身両面にわたる健全育成・福祉向上を図るため、必要な医療の給付を行う。		健康づくり支援課	
	6	小児慢性特定疾患医療給付	小児の慢性疾患のうち、国が指定した特定疾患について病気の治療研究を推進し、家族の経済的負担を軽減するため、必要な医療の給付を行う。また、リーフレットを配布し、家族会等の情報提供を行っていく。		健康づくり支援課	

【新制度に位置付ける目標】

※新制度欄に目標@と記載がある施策は新制度にも掲載予定(案)

- 目標1:教育・保育施設の量的拡大・質的改善
- 目標2:安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり
- 目標3:要支援児童へのきめ細かな取組の推進
- 目標4:心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進
- 目標5:子どもと親の豊かな健康づくりの推進

※網掛けは重点施策

目標2:心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進

2-(1)次代の親の育成

次代を担う子どもたちが、将来の自分の生き方を探り、自立した大人として成長するよう、中学生社会体験事業や子育て体験学習等により、次代の親の育成に努めます。

新計画	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
	1	男女平等教育研修会	教職員を対象に、男女共同参画社会の実現についての講演会を年1回開催する。		教育指導課 教育センター	
目標4	2	中学生社会体験事業	全市立中学校において、地域の事業所等に協力を依頼し、2～3日間の中学生社会体験を実施する。	実施率 100%	教育指導課	基本理念である地域での子育て支援に合

2-(2)子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

一人ひとりの子どもの個性を伸ばし、「生きる力」の育成と、「確かな学力」の向上のため、教職員研修や指導方法の工夫改善を図るとともに、相談体制や各種体験活動等、教育環境等の整備に努めます。

新計画	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
	1	小・中学校における食育の推進(1-(2)-2の再掲)	児童生徒が生徒にわたり、健康で充実した生活を送るための基礎知識を身に付けられるよう、「食」に関する指導の推進を図る。		教育指導課 学校給食課 教育センター	
	2	子どもの情報提供事業	子どもたちの体験等の情報を提供するため、子ども情報誌「小江戸探検隊」を発行する。		地域教育支援課	
	3	臨床心理士配置事業	教育総合相談センターに臨床心理士を配置し、学校からの要請に応え助言・援助したり、教育総合相談センターでの相談に助言したりする。		教育センター	
	4	さわやか相談員配置事業	市内全中学校に川越市さわやか相談員を配置し、生徒や保護者、学区の小学校児童等の相談を受けたり家庭訪問を行ったりする。		教育センター	
	5	学校カウンセリング研修事業	教職員がカウンセリングに必要な理論や技法を身に付けるため学校カウンセリング初級・中級研修会を実施する。		教育センター	
	6	適応指導教室	教育総合相談センターにおいて不登校児童生徒への学習支援や体験学習を通してよりよい成長と自立を促し、学校復帰を目指すための指導や援助を行う。		教育センター	
	7	総合的な学習の時間の支援	学校や地域の特色を生かすとともに、探究的な活動が展開できるようにするために、総合的な学習の時間の研修会の充実を図り、全体計画や指導計画の修正を行う。		教育センター	
目標4	8	川越市教職員研修事業	教職員の資質向上を図るため、市立学校の教職員の研修を実施する。		教育センター	新制度の基本指針の理念に合致
目標4	9	少人数学級、少人数指導の充実	中学校第1学年で、1学級概ね35人を超える学年に1学級増を行い、少人数学級にすることにより、授業や生活面等できめ細かな指導を行う。(学校管理課) 確かな学力の定着を目指し、少人数指導等、指導方法を工夫改善し、個に応じたきめ細かな指導を行う。(教育指導課)		学校管理課 教育指導課	新制度の基本指針の理念に合致
	10	教育副読本の整備	小学校3、4年生の社会科の地域学習において活用する副読本を整備する。		教育指導課	
	11	中学生社会体験事業(2-(1)-2の再掲)	全市立中学校において、地域の事業所等に協力を依頼し、2～3日間の中学生社会体験を実施する。	実施率 100%	教育指導課	
	12	国際理解教育	小学校における英語活動や中学校における英語科の充実を図るために研修会の実施、指導資料等の作成を行う。		教育センター	
	13	情報教育	児童・生徒の情報活用能力を育成するため、情報教育について研修会を実施するとともに、コンピューター等情報機器の整備、指導資料等の作成を行う。		教育センター	
	14	土曜子ども体験	学校週5日制対応事業として、子どもに豊かな体験の場を提供するため、藍染めや鍍の着装、和紙作りやお正月飾りの作製等の体験を行う。	年22回	博物館	
	15	子ども博物館教室	子どもに博物館に親しんでもらうとともに、身近な川越の歴史や文化財への理解や関心を深めるため、川越の歴史や文化についての学習、はにわ作りや昔の織物の体験などを行う。	年3回	博物館	

	16	夏休み子ども体験	学校との連携を図り、夏季休業日を活用して、学校教育と連動した学習や体験の場として、ミニ縄文土器作りや街並み見学ツアーなどを行う。	年3回	博物館	
	17	昔の遊び	昔のいろいろな遊びを体験することを通して、当時の人々のくらしや文化に親しむことを目的に、ペーゴマ回しやわりばし鉄砲作り、紙芝居など、昔の遊びを体験する。	年2回	博物館	
	18	人権教育	市民一人ひとりの人権意識の高揚を図るため、人権に関する学習の機会や情報の提供を行う。		地域教育支援課	
	19	人権啓発事業	人権意識の高揚と差別意識や偏見の解消に向けた啓発をさまざまな機会を利用し行う。	講演会参加者数300人	人権推進課	
	20	学校部活動補助事業	小学校クラブ活動費、中・高・養護学校部活動費の補助を行う。		教育指導課	
	21	公立学校施設の整備	学校施設の耐震性能の向上を図るとともに、施設・設備等の改善改修を行う。	公立学校施設の耐震化率100%	教育財務課	
	22	育児関連講座	育児に関する情報や親子でふれあいを深める学習機会を提供する。	10講座	中央公民館	
目標4	23	幼保小連絡懇談会の実施	幼稚園・保育所・小学校の連絡懇談会を実施する。	小学校32校 幼稚園32園 保育園33園	教育指導課	審議会等において、推進に向けての意見等が多かったため。
	24	川越市子ども読書活動推進計画第2次の策定・推進	「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、本市における子ども読書活動推進計画を策定し、施策を推進する。		教育指導課	
	25	学校図書館図書整備	文部科学省が示している「学校図書館図書標準」に基づく整備冊数を目標に、学校図書館図書の整備充実を図る。	整備率100%	教育指導課	
	26	小・中学生の読書活動の推進	小学校全学年を対象に、読書記録カードと認定証を配布し、6箇月で30冊の読書を目指して取り組むことにより読書活動を推進する。 中学校全学年を対象に、保護者・教職員等から募集した推薦図書を掲載した小冊子「小江戸中学生読書手帳～この本 読んだ？～」を配布し、読書活動の推進を図る。	達成率 100%	教育指導課	

2-(3) 家庭や地域の教育力の向上

次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長し、自立した大人となるために、家庭教育講座や地域活動の推進、ボランティアの活用等により、家庭や地域の教育力の向上に努めます。

新計画	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
目標4	1	教育相談・就学相談事業	幼児から高校生までの教育に関わる様々な悩みについて、相談を行う。また、ことばなどの障害や就学に関わる相談に応じる。さらに、不登校の児童生徒に対して学校復帰に向け指導や援助を行う。		教育センター	審議会等において、推進に向けての意見等が多かったため。
	2	不登校児童生徒保護者セミナー	不登校児童生徒の保護者向けセミナーを開き、悩みを聴き、子どもへの関わり方の支援や情報の提供を行う。		教育センター	
	3	家庭教育学級	市内公立小中学校のPTAに家庭教育に関する講座を委託する。		地域教育支援課	
目標4	4	家庭教育講座	家庭教育に関する講演会や学習会を実施する。	25講座	中央公民館	新制度の基本指針の理念に合致。
	5	総合型地域スポーツクラブ	青少年の健全育成や地域のコミュニティの形成を主な目的とした地域住民の自主的・自立的な運営による多様・多世代型のスポーツクラブを設置・育成する。	3クラブ 設置・育成	スポーツ振興課	
	6	スポーツ少年団	子どもの健全な成長・発達に必要な体力を高めるよう、スポーツ少年団の育成指導を行う。		スポーツ振興課	
	7	学校体育施設開放事業	地域住民のスポーツやレクリエーション活動の場の確保を図るため、市内の小中学校及び中学校の体育施設を住民に開放する。		スポーツ振興課	
	8	人材バンク	講師等ができる市民に登録してもらい、各学校や地域団体に活用してもらう。		地域教育支援課	
目標4	9	学生ボランティアの活用	各種事業に市内大学の学生ボランティアに参加してもらう。		地域教育支援課	基本理念である地域での子育て支援に合致。
	10	エコチャレンジファミリー認定事業	希望する家庭に電力量を測る機器を貸し出し、家族で省エネ活動に取り組んだ家庭を「エコチャレンジファミリー」として認定することにより、省エネの取り組みを広げ、地球温暖化防止に貢献できる子どもを育成する。	認定件数 1,540件 (H24までの目標事業量)	環境政策課	
	11	市民環境調査	子どもを含めた市民による環境調査を実施し、環境の現状を把握するとともに、市民の環境に関する意識を高めていく。	開催回数 (年度): 1回	環境政策課	

12	星空観察の集い	星空を観察するという身近な方法により大気の状態を調査し、子どもを含めた市民が大気環境と人間活動との関わりについて考える機会をつくる。	開催回数 (年度): 2回	環境政策課	
13	環境展inさんばく	展示物やイベントを通じ、地球温暖化・省エネ・新エネ等に対する普及啓発活動を行うことで地球環境保全に意識の高い子どもを育成する。	開催回数 (年度): 1回	環境政策課	
14	夏休み親子リサイクル体験ツアー	ゴミの現状を理解し、ごみの減量や分別またりサイクルの大切さを認識してもらうために、小学生と保護者を対象に清掃センターなどの施設見学や廃材を利用した工作教室を行う。		資源循環推進課	
15	市民の森	自然に学び、自然とふれあえる場として市民の森を整備する。		環境政策課	
16	こどもエコクラブ	子どもたちが地域の仲間と一緒に、環境に関する学習や活動ができるよう支援する。	イベント開催回数(年度): 2回	環境政策課	
17	エコチャレンジスクール	全校で環境にやさしい取組を通して学校版ISOを実施し、環境教育を行う。		教育センター	

【新制度に位置付ける目標】

※新制度欄に目標@と記載がある施策は新制度にも掲載予定(案)

- 目標1:教育・保育施設の量的拡大・質的改善
- 目標2:安心して子どもを生み、育てることができる環境づくり
- 目標3:要支援児童へのきめ細かな取組の推進
- 目標4:心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進
- 目標5:子どもと親の豊かな健康づくりの推進

※網掛けは重点施策

目標3:子育ての喜びを実感し、子どもとともに成長できる機会の充実

3-(1) 親の学びの機会の充実

妊娠・出産・育児についての不安や悩みを解消し、子育ての喜びを実感することができるよう、母親学級・両親学級等親の学びの機会の充実に努めます。

新計画	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
	4	市民との協働による父親育児講座	市民活動団体等との協働で、子育て中の父親を対象に、子育ての楽しさを実感し、育児への関心を高めるため、具体的に活用できる育児講座を実施する。	参加者数 年30組	こども政策課	

3-(2) 親の社会参画の機会の充実

子育て中の親が身近な地域で人々とふれあい、子どもとともに成長することができるよう、地域子育て支援拠点事業等、親が社会参画する機会の充実に努めます。

新計画	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
	3	イベント等への参加促進	市が主催するイベント等において、親の参加を促進するために託児を実施する。		こども政策課	

【新制度に位置付ける目標】

※新制度欄に目標@と記載がある施策は新制度にも掲載予定(案)

- 目標1:教育・保育施設の量的拡大・質的改善
- 目標2:安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり
- 目標3:要支援児童へのきめ細かな取組の推進
- 目標4:心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進
- 目標5:子どもと親の豊かな健康づくりの推進

※網掛けは重点施策

目標4:仕事と子育ての両立を支援する施策の充実

4-(1) 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

男性と女性が互いに協力して家庭を築き、子育てができる社会の実現を図るため、育児休業、再雇用制度等の普及を促進し、多様な働き方の実現と男性を含めた働き方の見直しに努めます。

新計画	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
目標2	1	ワークライフバランスの推進・啓発	ワークライフバランス推進のため事業主や従業員に対し啓発やセミナーを開催する。	セミナー一年2回 就業規則等で育児休業制度を規定している割合 70%	雇用支援課 男女共同参画課 こども政策課 職員課	新制度事業計画の任意記載事項
	2	ハローワーク求人情報の提供	ハローワーク川越の発行している求人情報を庁舎・出張所等に設置して、就業を希望する市民に対して情報提供を行う。	提供箇所数 15箇所	雇用支援課	
	3	求職相談	就労相談室を設け、しごと相談員を配置して求職に関する相談を受けるとともに、求人情報を提供する。	相談件数 年200件	雇用支援課	
	4	就労支援事業	求職者や勤労者を対象に就労や資格取得に役立つ講座やキャリアアップ講座を開催する。	講座開催 年12回	雇用支援課	
	5	就職面接会	ハローワーク、埼玉県、近隣市等と連携して合同就職面接会を開催する。	開催数 年2回	雇用支援課	
	6	労働基本調査	両立支援制度など子育て支援に関わる事項を調査項目に加え実施する。(調査は4年に1回)		雇用支援課	
	7	労働相談	従業員、事業主を対象に労働相談を定期的に実施する。	開催数 年12回	雇用支援課	
	8	一般事業主との連絡会	次世代育成支援対策行動計画に係る連絡会、講演会等を開催し、計画の円滑な実施を図る。	参加企業数 年50社	こども政策課	
	9	女性の就労支援事業	資格取得や再就職のための知識や技能を取得するための講座等を実施する。		女性会館	
	10	特定事業主行動計画	事業主として、職員が仕事と子育ての両立を図れるよう、次世代育成に係る支援策を計画的かつ着実に推進するため、行動計画の策定により目標値の設定、制度周知等を行う。		職員課	

4-(2) 仕事と子育ての両立の推進

子育て中の家庭が安心して仕事と子育ての両立ができるよう、多様な保育サービスの充実、関係機関への支援に努めるとともに、各種講座等の開催により啓発に努めます。

新制度	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
	10	男女共同参画の促進	男性の家事・育児等家庭生活への参画を促進するため、情報紙による意識啓発や男女共同参画に関する講座を実施する。		男女共同参画課 女性会館	

【新制度に位置付ける目標】

※新制度欄に目標@と記載がある施策は新制度にも掲載予定(案)

- 目標1:教育・保育施設の量的拡大・質的改善
- 目標2:安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり
- 目標3:要支援児童へのきめ細かな取組の推進
- 目標4:心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進
- 目標5:子どもと親の豊かな健康づくりの推進

※網掛けは重点施策

目標5:子育てを地域で支える仕組づくりの推進

5-(1) 地域における子育て支援サービスの充実

子どもが身近な地域で心身共に健やかに成長することができるよう、一時的(特定)保育事業等地域における子育て支援サービスの充実に努めます。

新制度	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
目標1	1	学童保育事業	保護者の就労等で昼間家庭にいない児童を学童保育室で保育する。また、保育時間の延長など学童保育に対する保護者ニーズの的確な把握と対応に努める。障害児が入室している保育室については、巡回指導の充実を図る。	2,251人	教育財務課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
	2	学童保育室施設整備事業	狭隘化・老朽化している施設を整備し、保育環境の改善を図る。		教育財務課	
目標1	3	病児・病後児保育事業	保育所、病院等に付設された専用スペース等において、急変の認められない病気の児童や、病気の回復期にある児童の保育を行う。	13箇所	保育課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
目標1	4	一時的(特定)保育事業	冠婚葬祭、保護者の傷病、入院等により、緊急・一時的に保育を必要とする児童に対し、一時的に保育を行う。	50箇所 150,000人	保育課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
目標2	5	地域子育て支援拠点事業	家庭で子育てをする親子の交流の場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	25箇所	保育課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
	6	保育所による地域子育て支援事業	保育所で異世代間交流、育児相談、開放保育等を行い、地域の子育てに関する中心的な役割を担う。		保育課	
目標2	7	ファミリー・サポート・センター事業	育児援助を行いたい人と受けたい人を会員として組織し、地域において会員同士の育児に関する相互援助活動を支援する。	2箇所	保育課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
目標2	8	ショートステイ事業	保護者の病気や入院、災害、事故などにより、児童の養育が困難になった場所など、児童養護施設などで一時的に児童を短期間預かるショートステイ事業を新たに実施する。	1箇所	こども安全課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
目標2	9	パパ・ママ応援ショップ事業	中学生までの子どもまたは妊娠中の方がいる家庭を応援するため、店舗等で割引などのサービスが受けられる応援ショップ事業を埼玉県と共同して実施する。	市内協賛店舗・施設数 350箇所	こども育成課	基本理念である地域での子育て支援に合致。
	10	総合支援窓口	子育てに関する情報を集約して、子育て支援サービスをワンストップで提供する。		こども政策課	

5-(2) 保育サービスの充実

多様化、増大する保育ニーズに応えるため、通常保育・延長保育等の充実に努めるとともに、保育の質的向上に努めます。

新制度	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
目標1	1	通常保育事業	保育に欠ける児童を保護者に代わり保育所で保育する。	3,840人	保育課	新制度の趣旨に合致
目標1	2	延長保育事業	保育所の開所時間を延長し、保育ニーズへの対応を図る。	40箇所 2,040人	保育課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
目標1	3	統合保育事業	障害のある子どものうち、発達のために集団保育が必要とされる子どもを保育園において保育する。		保育課	新制度の趣旨に合致
目標1	4	土曜保育事業	土曜日の保育を平日と同様に行う。		保育課	新制度の趣旨に合致
目標1	5	産休明け保育事業	公立保育所において生後8週間の乳児の保育を実施する。		保育課	新制度の任意記載事項に指定されている。
	6	公立保育所の運営方法の検討	指定管理者制度の導入等を踏まえ、公立保育所の運営方法について検討する。		保育課	
	7	法人立保育所への支援	法人立保育所の保育サービスの充実を図るため、支援を行う。		保育課	
	8	家庭保育室委託事業	保護者の就労等により保育に欠ける3歳未満児の保育業務を家庭保育室に委託する。		保育課	
	9	認可外保育施設への助成制度	家庭保育室への助成を充実するとともに、他の認可外保育施設への助成を拡充する。		保育課	

目標1	10	認可外保育施設等の認可 化支援	認可を希望する認可外保育施設等の認可の 支援を行う。		保育課	新制度の趣旨に合致
目標1	11	幼稚園での預かり保育事 業	多様な保育ニーズに応えるため、幼稚園で 行っている預かり保育事業の支援を行う。		こども政策課	地域子ども・子育て支援事業に指定され ている。
目標1	12	保育士研修	保育の質を高めるため、公立・法人立保育所 及び家庭保育室保育士の研修を行う。		保育課	新制度の趣旨に合致
	13	保育サービス評価の仕組 の導入検討	保育サービスの質の向上を図るため、第三者 機関が専門的・客観的な立場から評価を行う。		保育課	
目標1	14	認定こども園	保育園と幼稚園の制度の枠組みを超えて、小 学校就学前の子どもに対し、保育・幼児教育を 一体的に提供するとともに、地域における子育て 支援の取り組みを充実させる。		保育課	新制度の趣旨に合致
目標1	15	家庭的保育事業(保育マ マ)	保育に欠ける乳児又は幼児について、家庭的 保育者の居宅その他の場所において、家庭的 保育者による保育を行う。	30人	保育課	新制度の趣旨に合致
目標2	16	トワイライトステイ事業	保護者が仕事や緊急の必要があり帰宅が遅く なる場合など、平日の夕方から夜間まで子ども を預かるトワイライトステイ事業を新たに実施 する。	5人・1箇所	こども安全課	地域子ども・子育て支援事業に指定され ている。
目標1	17	休日保育事業	休日等に保育所等で児童を保育する。	180人・3箇所	保育課	新制度の趣旨に合致

5-(3) 子どもの健全育成の取組

すべての子どもが、ひとりの人間として健やかに成長するよう、放課後・休日等の子どもの居場所づくりを推進するとともに、家庭・地域・学校等が連携して子どもの健全育成の取組に努めます。

新制度	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
	1	子どもに関する条例又は宣 言等	未来を担うすべての子どもたちが、ひとりの人 間として健やかに育つことができるよう、子ども に関する条例又は宣言等について具体的に検 討する。		こども政策課 人権推進課 こども育成課 教育指導課	
目標2	2	人権保育	人権保育基本方針に基づき、保育所における 人権保育を推進する。		保育課	新制度の趣旨に合致
	3	子ども手当 (児童手当)	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支 援するため、中学校修了前までの子どもを養 育している者に対し、手当を支給する。		こども政策課	
	4	幼稚園就園奨励費	満3歳から5歳までの幼児を幼稚園に通園させ ている保護者に、国の基準に基づいて保育料 等の補助を行う。		こども政策課	
目標2	7	地域組織活動への研修	保健推進員に対し、母子保健に関する研修を 実施する。また、他の団体からの教室依頼に 協力する。		健康づくり支援課	基本理念である地域での子育て支援に 合致。
目標2	8	児童館	今後における公共施設整備に児童館機能の 複合化を図り、児童の健全育成活動を行う。		こども育成課	新制度の趣旨に合致
目標2	9	児童遊園	幼児・児童を交通事故から守り、異年齢交流及 び健康・体力を増進し、健全な育成を推進する 拠点としての児童遊園を、自治会等との協議を 踏まえ、整備する。		こども育成課	新制度の趣旨に合致
目標2	10	児童館機能の整備	児童に健全な遊びを与え、情操を豊かにする とともに、体力の増進を図り、かつ、自然に親し む心を養う。		こども育成課	新制度の趣旨に合致
目標2	11	青少年市民会議	家庭、学校、関係機関、団体、地域が連携して 青少年の健全育成を市民総ぐるみで推進する 「川越市青少年を育てる市民会議」の支援を行 う。市民会議は、市内青少年関係64機関・団 体から構成され、組織内に22の地区会議を有 し、各種啓発活動や地域の実情に合った青少 年健全育成活動を展開している。		こども育成課	基本理念である地域での子育て支援に 合致。
	12	青少年団体	青少年団体を支援し、その活動の充実を図 る。また、青少年団体が行う野外活動の財政 的支援を行い関係機関との連携を図る。		こども育成課	
目標2	13	「子ども110番の家」	子どもの緊急避難先として、人家、商店など に置かれる「子ども110番の家」に対する支援 を行う。		こども育成課	基本理念である地域での子育て支援に 合致。
	14	青少年の体験活動事業	友好都市北海道中札内村を中心に中学生を 対象とした体験学習、研修を行う少年の翼を 実施する。小学生を対象にしたキャンプ、たこ 作り、遊びを通じて仲間作りをする「わんぱく共 輪国」などを支援する。		こども育成課	
	15	非行防止活動	少年指導センターにおいて、少年輔導員を中 心とした街頭輔導活動を実施するほか、少年 相談にも応じ、非行を未然に防ぐ活動を実施 する。更に関係機関と連携し、サポート体制 の強化を図る。		こども育成課	
	16	適応指導教室	教育総合相談センターにおいて、不登校児童 生徒への学習支援や体験学習を通してよりよ い成長と自立を促し、学校復帰を目指すため の指導や援助を行う。		教育センター	

目標2	17	地域子どもサポート推進事業(学校応援団推進事業・学校支援地域本部事業を含む)	子どもたちが学校及び地域社会の中で、生きる力を育むために、学社連携・融合の視点から学校職員、社会教育施設職員、地域社会の人々が一体となって、さまざまな子どもたちの体験や学習活動をサポートする。また、学校応援団推進事業(学校支援地域本部事業)にサポート委員会が関わり、地域の学校の学習支援・環境整備・安全の見守り・行事支援等を行う。学校教育、社会教育の担当が連携を強め、事業が円滑に行われるよう努めていく。	事業に携わった人数 10,000人	地域教育支援課	基本理念である地域での子育て支援に合致。
	18	ブックスタート事業	健康づくり支援課が行う4か月児健診の際、乳児とその保護者に育児支援としてのメッセージを伝えながら絵本等の入ったブックスタートバックを手渡す。		中央図書館	
	19	いないいないばあのおはなし会	乳幼児とその保護者を対象にわらべうたを中心にふれあい遊びを行う。乳幼児向けの絵本の紹介も行う。		中央図書館	
目標2	20	民生委員・児童委員研修会	児童福祉部会及び主任児童委員部会において、子育て支援などに関する研修会を実施する。	年4回実施	生活福祉課	新制度の任意記載事項に指定されている。
	21	スチューデントサポーター派遣事業	学生ボランティアが家庭訪問等を通して不登校児童生徒に学習支援や相談活動等を行う。		教育センター	
	22	スクールボランテ(生徒指導推進委員)の配置	児童生徒一人ひとりにきめ細かな指導・支援を行うための臨時職員を市内小・中学校に配置する。	150日 54名	教育指導課	

5-(4) 体験活動・交流の促進

子どもが様々な体験活動や交流を通じて、心豊かに成長するよう、体験活動・交流の促進に努めます。

新制度	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
	1	川越市PTA連合会活動	PTA活動をさらに充実するため、各小中学校のPTA役員向けに運営講座を行う。		地域教育支援課	
	3	川越市子ども会育成団体連絡協議会活動	子ども会育成団体の自主性を尊重しつつ、相互の連絡協力を図り、その向上発展を期するため、補助金を交付する。		地域教育支援課	
目標4	4	地域人材活用事業	各学校が特色ある学校づくりを推進していくため地域の人材を活用する。道徳、学級活動、総合的な学習の時間、中学校部活動等において多様な学習機会を提供する。	各校8回	学校管理課	基本理念である地域での子育て支援に合致。
目標4	6	生きがい活動支援通所事業	霞ヶ関東小学校の空き教室を利用したデイサービスセンターで、利用者と在校生が授業、学校行事等を通じて交流を図る。	各クラス年1回ずつの交流会	高齢者いきがい課	基本理念である地域での子育て支援に合致。
目標4	7	体験学習(小学生対象)	子どもの自然体験や社会体験活動の振興を促す事業を実施する。	12講座	中央公民館	基本理念である地域での子育て支援に合致。
	12	海外姉妹都市交流事業	平和な社会を築くため、海外姉妹都市との交流を通じて、子どもたちの国際理解を深める。	年間派遣件数 1件	国際文化交流課	

5-(5) 地域における子育て支援のネットワークづくり

地域で子育てする家庭への支援を充実するため、子育てに関連する機関のネットワークづくりや子育てサークル等への支援に努めます。

新制度	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
	3	子育てサークルへの出前講座	各地区公民館等で活動するサークルからの育児等に関する教室・相談等の要望に対し、保健師・保育士・栄養士等が出向き、協力する。		保育課 健康づくり支援課	
	4	子育てサークルへの施設提供	子育てサークルへの活動の場の提供を行う。	随時	中央公民館	
目標2	5	子育てサロン事業	公民館を会場に子育ての悩みや情報を分かち合うサロンを開設する。	19サロン	中央公民館	新制度の趣旨に合致
目標2	6	子育てサポーター養成講座	子育てを支援する地域のサポーターを養成する。	1講座	中央公民館	基本理念である地域での子育て支援に合致。
目標3	7	子育てネットワーク事業	子育てに関する情報を共有するため、要保護児童対策地域協議会の実務者会議を子育て支援ネットワークとして位置づけ、市内の子育て支援体制の連携を図る。		こども安全課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
	8	子育て支援プロジェクトチームの設置	地域子育て支援センター、公民館、児童館等で行われている子育て支援事業の効果的な推進を図るため、庁内関係課の担当者からなる横断的な連絡会議を設置し、現状や問題点の把握に努め、事業へ柔軟に反映させていくように取り組んで行く。	年間12回	こども政策課 こども育成課 こども安全課 保育課 健康づくり支援課 中央公民館 教育指導課	

5-(6) 子育て情報提供の充実

子育て中の家庭が地域とつながり、人と人との輪を広げるため、子育て情報提供の充実に努めます。

新制度	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
目標2	1	育児情報発信活動	育児に関する市の情報や、関係機関の協力をもとに集めた公園・外出先で役立つ情報、サークル活動・保育所や幼稚園等社会資源の情報、イベント等を母子健康手帳・健康づくりスケジュール・育児中の母親達が作った情報誌・子育てカレンダー・市のホームページ等を活用して情報発信を行う。		こども政策課 保育課 健康づくり支援課	基本理念である地域での子育て支援に合致。
目標2	2	育児サークル支援	公民館等で活動するサークルに対し、自主的な活動を支援していく。(サークル一元化に当たっての話し合いの場の提供及び助言・育児情報誌等の作成の援助・要望による子育て出前講座の実施等)		保育課 健康づくり支援課	基本理念である地域での子育て支援に合致。
	3	市民との協働による子育て情報誌	育児中の母親達との協働で、子育て情報誌を作成・発行する。	年間発行部数 6,000部	こども政策課 健康づくり支援課 中央公民館	

【新制度に位置付ける目標】

※新制度欄に目標@と記載がある施策は新制度にも掲載予定(案)

- 目標1:教育・保育施設の量的拡大・質的改善
- 目標2:安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり
- 目標3:要支援児童へのきめ細かな取組の推進
- 目標4:心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進
- 目標5:子どもと親の豊かな健康づくりの推進

※網掛けは重点施策

目標6:要支援児童へのきめ細かな取組の推進

6-(1)児童虐待防止対策の充実

児童虐待の予防・早期発見及び迅速かつ適切な保護のための体制を整備するため、こんには赤ちゃん事業、養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会等により児童虐待防止対策の充実に努めるとともに、再発予防のため、相談体制の充実に努めます。

新制度	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
目標3	1	養育支援訪問事業	「こんには赤ちゃん事業」や関係機関等からの情報収集等により把握した養育支援が必要であると認められた家庭に対し、育児・家事の援助又は育児支援に関する技術的援助を専門の相談員等が訪問により実施する。		子ども安全課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
目標3	2	家庭児童相談	児童の知能・言語、家族関係、集団生活等あらゆる問題について、保護者や関係機関から相談に応じる。		子ども安全課	新制度の趣旨に合致
目標3	3	要保護児童対策地域協議会	川崎市要保護児童対策地域協議会において、関係機関の連携強化を図り、要保護児童等の早期発見及び虐待児の迅速かつ適切な支援を図る。また、被虐待児に対する支援体制を充実する。		子ども安全課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
	4	ふれあい親子支援事業	育児不安が強く支援が必要な保護者のグループに保健師・臨床心理士が加わり開催する。保護者等が自分の悩みや考えを語ることで心理的安定を図り、児童虐待を予防する。(子育て支援課・児童相談所と連携)		健康づくり支援課	
目標3	5	保健師による訪問指導	保健師が育児困難等支援が必要な家庭を訪問し、関係機関と連携しながら個別的な関わりを持ち、虐待の発生を防止する。		健康づくり支援課	地域子ども・子育て支援事業に準ずる事業
目標5	6	こんには赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な悩みや不安を聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる	訪問率(産婦・新生児訪問指導を含む) 100%	健康づくり支援課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。
目標3	7	周産期からの虐待予防強化事業	高度専門医療機関と健康づくり支援課等が連携し、周産期の段階から支援が必要であると判断される家庭を積極的に把握し、訪問等により支援することにより、早期に育児不安等の軽減を図り、児童虐待の予防を図る。		健康づくり支援課	新制度の任意記載事項に指定されている。

6-(2)ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭が精神的にも経済的にも自立して生活することができるよう、相談体制を充実するとともに、日常生活支援や母子寡婦福祉資金の貸付等ひとり親家庭の自立支援の推進に努めます。

新制度	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
目標3	1	ひとり親家庭相談	母子自立支援員が、母子家庭等の様々な悩みや社会生活全般についての相談に応じる。また、就職相談や経済的支援が図られるよう関係機関を紹介する。		子ども安全課	新制度の任意記載事項に指定されている。
目標3	2	母子家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等の親又は児童が、傷病等のため一時的に日常生活に支障が生じた場合、家庭生活支援員を派遣し必要な支援を行う。		子ども安全課	新制度の任意記載事項に指定されている。
目標3	3	母子寡婦福祉資金	母子家庭及び寡婦家庭の経済的自立を図るため、修学資金等の福祉資金の貸付を行う。		子ども安全課	新制度の任意記載事項に指定されている。
	4	児童扶養手当	父親又は母親がいない家庭や父親又は母親が重度の心身障害を持つ家庭等で、18歳になる年の年度末までの児童を養育している者に手当を支給する。(所得制限あり)		子ども政策課	
	5	川崎市遺児手当	父母のいない(父母が児童と別居し、扶養していない場合も含む)義務教育終了前の児童の保護者に、手当を支給する。		子ども政策課	
	6	母子生活支援施設	母子家庭又はそれに準ずる事情にある家庭で、その監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合、母子共に入所させ、保護・指導を行うと共に自立を支援する。		子ども安全課	
	7	ひとり親家庭等医療費	ひとり親家庭等に医療費の補助を行う。(支給要件あり)		子ども政策課	

目標3	8	母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等が就労により自立することをサポートするため、就業相談、就業情報の提供等を行うとともに、就業支援講習会を開催する。	延べ利用者数 300人/年	こども安全課	新制度の任意記載事項に指定されている。
目標3	9	ひとり親家庭生活支援事業	子育てと生計の維持という二重の負担を抱える母子家庭の母等が定期的集い、日常の情報交換を行うとともに、お互いの悩みを打ち明け相談し合う場を提供する。	延べ利用者数 80人/年	こども安全課	新制度の任意記載事項に指定されている。
目標3	10	母子家庭等自立支援給付金事業	高等技能訓練促進費等支給事業：一定資格を取得するために養成機関において2年以上のカリキュラムを修業した場合、その全修業期間について高等技能訓練促進費を支給するとともに、修了時に高等技能訓練修了支援給付金(平成20年度以降入学者が対象)を支給する。 母子自立支援教育訓練給付金事業：母子家庭の母が自主的に行う能力開発を推進するため、指定された講座を受講した場合に受講費用の		こども安全課	新制度の任意記載事項に指定されている。
目標3	11	母子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者を対象に、その自立を促進するため、個々のケースに応じた自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所等とともに自立(就労)に向けた支援を行う。	プログラム策定件数 40件/年	こども安全課	新制度の任意記載事項に指定されている。
	12	女性のための相談事業	女性が抱えるさまざまな悩みに対応するための相談に応じる。	相談日数 100日/年	男女共同参画課	
目標3	13	川越市父子家庭貸付事業	父子家庭の経済的自立を図るため、修学資金等の貸付を行う。		子育て支援課	新制度の任意記載事項に指定されている。

6-(3) 障害児施策の充実

障害のある子どもや、さまざまな支援を必要とする子どもとその家庭が、地域で安心して生活できるように、日常生活を支援するとともに、子どもの発達に対する取組や、各種相談体制等の充実等障害児施策の充実に努めます。

新制度	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
目標3	1	生活サポート事業	在宅の障害児及びその家族の必要に応じて、一時預かり、送迎などのサービスを身近な場所で迅速、柔軟に提供する登録民間団体のサービス提供を受けた場合、その利用料の一部を負担することにより地域生活を支援する。		障害者福祉課	新制度の任意記載事項に指定されている。
	2	緊急一時保護事業	保護者等の冠婚葬祭等により、緊急に保護を必要とする障害児(身障手帳1～3級、療育手帳A～B)を一時的に保護することにより、円満な家庭生活の維持と福祉の増進を図る。		障害者福祉課	
	3	障害のある子どもへの補装具等の交付	障害児が日常生活を送る上で必要な補装具、日常生活用具等を交付(給付)する。(交付・給付要件あり)		障害者福祉課	
	4	障害のある子どもへの各種手当の支給	在宅の障害児に在宅心身障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当を支給することにより、経済的及び精神的負担の軽減を図る。(支給要件あり)		障害者福祉課 こども政策課	
目標3	5	障害者相談支援事業	在宅の障害児とその家族に対し、より身近な相談先として、常設の川越市障害者相談支援センターに身体・知的・精神の専門のコーディネーターを配置し、無料で、総合的な相談に応じる。(相談支援委託事業所においても実施)		障害者福祉課	新制度の任意記載事項に指定されている。
	6	紙おむつ給付事業	在宅で、失禁状態にあるため排泄の介護を必要としている3歳以上の障害児(身障手帳1・2級、療育手帳A・A)に対し、紙おむつを一定金額内で現物給付することにより、経済的負担を軽減する。		障害者福祉課	
目標3	8	グループ指導会	主に発達につまづきのある3歳児を対象に、将来の集団参加に備えて、小グループにおいてプレイセラピーを中心とした発達支援を行う。		こども安全課	新制度の任意記載事項に指定されている。
目標3	10	障害のある子どもに対する教職員研修事業	発達障害の理解と指導法研修会、特別支援教育支援員研修会等により、障害のある子に対する指導のあり方について研修する。		教育センター	新制度の任意記載事項に指定されている。
目標3	11	知的障害児通園施設	知的障害のある子どもを児童の特性に応じて日常生活及び社会適応のため、あけぼの児童園において指導する。		保育課	新制度の任意記載事項に指定されている。
目標3	12	肢体不自由児認可通園施設	障害のある子どもの社会的・精神的な自立や発達を促すため、ひかり児童園を肢体不自由児認可通園施設として整備することについて検討する。		保育課	新制度の任意記載事項に指定されている。
	13	特別支援教育支援員(自立支援サポーター)の配置	障害のある子どもに対して学習支援を行う自立支援サポーターを学校からの要請に応じて派遣する。		教育センター	
	14	特別支援教育支援員(臨時指導員)の配置	一人一人の教育的ニーズを把握し、当該児童生徒の持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。		教育センター	

【新制度に位置付ける目標】

※新制度欄に目標@と記載がある施策は新制度にも掲載予定(案)

- 目標1:教育・保育施設の量的拡大・質的改善
- 目標2:安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり
- 目標3:要支援児童へのきめ細かな取組の推進
- 目標4:心身の健やかな成長に資する教育環境づくりの推進
- 目標5:子どもと親の豊かな健康づくりの推進

※網掛けは重点施策

目標7:子ども等にやさしく、安全・安心なまちづくりの推進

7-(1) 良質な住宅・良好な居住環境の確保

子育て中の家庭が安心して子育てができ健康に過ごせるよう、良質な住宅・良好な居住環境の確保に努めます。

新制度	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
	1	地域優良賃貸住宅	子育て世帯等居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅について、事業者からの供給計画認定申請に基づき供給計画の認定を行う。		建築住宅課	
	2	公営住宅における優先入居	市営住宅への入居に際し、18歳未満の児童が3人以上いる多子世帯、母子世帯等居住の安定を図る必要がある世帯に対する優先的な取扱いを実施しているが、子育て世帯についても同様に取扱えるよう進めていく。		建築住宅課	
	3	シックハウス対策	居住者等が有害化学物質(ホルムアルデヒド・クロロビルホス)による室内空気感染によって衛生上の支障が生じないよう、建築材料及び換気設備について審査を行う。		建築指導課	

7-(2) 安全な道路交通環境の整備

子どもと親が安心して外出できるよう歩行空間のバリアフリー化や交通安全対策の推進等、安全な道路交通環境の整備に努めます。

新制度	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
	1	歩行空間のバリアフリー化	幅の広い歩道等の整備等による歩行空間のバリアフリー化を推進する。	1,960m	道路街路課 道路環境整備課	
	2	屋外広告物の撤去	良好な景観や風致を維持し、公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法の規定に基づき、川越市屋外広告物条例に違反して設置される立看板等の簡易除却を実施する。		都市景観課	
	3	生活道路における安全対策	道路区画線や交通安全看板を設置し、生活道路であることを強調することにより、通過車両の進入の抑制及び通行する際の徐行を促す。	100箇所	防犯・交通安全課	
	4	カーブミラーの整備	見通しの悪い交差点・カーブ等にカーブミラーを設置する。	80基	防犯・交通安全課	
	5	交通安全看板	交通安全上危険な交差点等に交通安全看板等を設置し、運転者等に注意を促す。	40本	防犯・交通安全課	
	6	道路照明灯	夜間における交通の安全と円滑化を図るため道路照明灯を設置する。	3基	防犯・交通安全課	
	7	信号機	交通の安全と円滑化を図る為、川越警察署と連携し、信号機の設置に向けた調整を行う。		防犯・交通安全課	

7-(3) 安全・安心なまちづくり

公共施設のバリアフリー化や安全に配慮した公園整備等により、安心・安全なまちづくりに努めます。

新制度	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
目標2	1	安全・安心な都市公園の整備	老朽化した公園施設の改修及びユニバーサルデザイン化の推進、暗がりの解消等を行うことにより、子どもから大人まで世代を問わず誰もが利用しやすく、安心して利用できる公園を整備する。	改修数 年間20箇所	公園整備課	これまでの審議会等で推進への意見が多かったため。
	2	旅客施設、車両等のバリアフリー化	鉄道事業者が、駅施設のバリアフリー化をする際に、国・県と協調してエレベーター等のバリアフリー施設整備費を補助する。 バス事業者が、ノンステップバスを導入する際に、国・県と協調してバス購入費を補助する。	駅施設のバリアフリー化100% ノンステップバス導入率100%	交通政策課	
	3	バリアフリー新法に基づく所要の措置	不特定多数の者が利用する建築物の出入口、廊下、トイレ等について、高齢者や障害者等が円滑に利用できるようにするための整備基準に基づいて審査を行う。		建築指導課	
	4	公共施設等のバリアフリー化	埼玉県福祉のまちづくり条例(平成8年4月1日施行)、バリアフリー新法(平成18年12月20日施行)等に基づき、道路や公共施設のバリアフリー化を進める。市有施設の設計において、利用円滑化基準を遵守する。また、ユニバーサルデザインに配慮した施設設計を推進する。	1,960m	道路街路課 道路環境整備課 建築住宅課	

	5	本庁舎における、子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	本庁舎において、こども用便座・床置き小便器・ベビーチェア等を設置する。		管財課	
	6	防犯灯の整備	夜間の犯罪を予防するために、各自治会からの要望をもとに、防犯灯の新設及び修繕等を行い、安全で安心な防犯のまちづくりのための地域環境づくりを行う。	年間の新設灯数 350灯	防犯・交通安全課	
目標2	7	赤ちゃんの駅	市内の公共施設のうち、授乳及びおむつ替等の対応が可能な施設を「赤ちゃんの駅」として指定し、市民にわかりやすく標示するとともに、広く周知を図り、乳幼児連れの保護者が安心して外出できる環境の整備を図る。	50箇所	こども育成課	基本理念である地域での子育て支援に合致。

7-(4) 子ども等の交通安全を確保するための活動の推進

子ども等を交通事故から守るため、交通安全教育の充実を図り、子ども等の交通安全を確保するための活動の推進に努めます。

新制度	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
目標2	1	交通安全教育	子どもを交通事故から守るよう、広く市民に周知するとともに、家庭において子どもが事故に遭わないような指導を保護者ができるよう、保護者に対する交通安全教育を行うとともに、子ども自身が交通事故に遭わないよう交通安全教育を行う。	180回 21,000人	防犯・交通安全課	基本理念である地域での子育て支援に合致。
目標2	2	児童の登校時の交通安全確保	交通指導員を委嘱し、交通の危険箇所等に立哨して小学校児童の登校時の安全を確保する。		防犯・交通安全課	これまでの審議会等で推進への意見が多かったため。
	3	交通安全推進団体への補助	交通安全推進協議会、交通安全協会、交通安全母の会、交通指導員会に対し、補助金を交付し、交通安全を推進する。		防犯・交通安全課	
	4	交通安全運動	川越市、川越警察署を始めとする交通安全関連団体、機関により組織する交通安全推進協議会が四半期ごとに交通安全運動、交通事故防止運動を行う。	年4回 約1,500人参加	防犯・交通安全課	
	5	放置自転車対策	自転車の放置の防止に関する指導及び啓発に努めるとともに、駅周辺の放置自転車の撤去を行うことで良好な生活環境を保持する。	4,000台 撤去	防犯・交通安全課	
	6	シートベルト、チャイルドシートの着用促進	後部座席を含めたシートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底を図るため、交通安全運動やシートベルト・チャイルドシート着用促進運動期間中などの機会を捉えて広報・啓発活動を行い、着用促進を図る。		防犯・交通安全課	
目標2	7	安全・安心な通学路の確保	児童生徒の安全を確保するため、通学路について注意喚起のための道路標示や標識等の設置、歩道の整備など計画的な整備を図る。		防犯・交通安全課 道路環境整備課 教育指導課	これまでの審議会等で推進への意見が多かったため。
	8	児童等の自転車乗車時のヘルメットの着用	改正道路交通法の施行により、自転車乗車中の児童・幼児のヘルメット着用が努力義務化されたことから、ヘルメットの着用促進を図る。		防犯・交通安全課	

7-(5) 子ども等を犯罪等の被害から守るための活動の推進

犯罪のない安全な社会を築くため、川越市防犯のまちづくり基本方針に基づく各種施策を推進し、子ども等を犯罪等の被害から守るための活動の推進に努めます。

新制度	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
	1	川越市防犯のまちづくり基本方針に基づく各種施策	犯行の機会を与えない、犯罪を起こさせない地域環境づくりを行う「防犯のまちづくり」を推進するため、ソフト・ハードの両面から総合的、効果的に地域の「領域性」や「監視性」を高めるための各種施策を展開する。		防犯・交通安全課	
目標2	2	防犯推進体制の整備	警察との緊密な連携の下、川越市防犯のまちづくり基本方針に基づく各種施策を展開するため、川越市防犯推進庁内会議の関係部署を中心に、行政における防犯推進体制の整備を図る。また、地域、事業所及び関係団体等と協働で、「地域の安全は地域で守る」という認識の下、自治会を中心とした地域における防犯推進体制の整備を促進する。	自主防犯活動を行っている団体数(自治会・PTA) 300団体	防犯・交通安全課	基本理念である地域での子育て支援に合致。
目標2	3	防犯意識の高揚 (犯罪情報・防犯情報の収集と提供)	警察等関係機関と緊密な連携を図り、きめ細かな犯罪情報や防犯に関する情報を収集するとともに、広報川越をはじめ、様々なメディアを通じて、積極的、効果的な情報提供を行う。 * 小江戸川越防犯のまちづくり情報メール配信サービスの充実	メール配信サービスの登録件数 10,000件	防犯・交通安全課	基本理念である地域での子育て支援に合致。
	4	安全な地域コミュニティの推進	地域における自主防犯活動をはじめとした各種活動への参画を促進し、支援することにより、安全で安心な地域コミュニティの推進を図る。 * 防犯パトロール用資機材等の提供	年間の提供 団体数 20自治会等	防犯・交通安全課	
	5	防犯実技研修会	全市立学校教員を対象に、学校における防犯対策を、実技を通して行う研修会を実施する。	教員54名 スクールガード 68名	教育指導課	
目標3	6	児童虐待防止の啓発活動	子どもの虐待・犯罪被害等の防止のため啓発活動を実施する。	1回/年	こども安全課	地域子ども・子育て支援事業に指定されている。

7-(6) 被害に遭った子どもの支援の推進

子どもの人権を保護するため、要保護児童対策地域協議会等において関係機関との連携を図りながら、被害に遭った子どもの支援の推進に努めます。

新制度	No.	事業名	事業の概要	目標事業量	所管課	新計画への掲載理由
	1	犯罪被害者支援推進協議会への補助	犯罪被害者支援推進協議会に対し補助金を交付し、被害者の要望に即した支援を行う。		防犯・交通安全課	